

付表（公売財産の明細）

売却 区分 番号	公売財産の内容		公売保証金	見積価額
	名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容、その他	数量		
R7-1	【基本情報】			
	<登記簿の表示> (土地の表示)			
	土地 1			
	所 在 岐阜県下呂市湯之島字野多田			
	地 番 2 2 3 番 8			
	地 目 宅地			
	地 積 5 1 . 9 0 m ²			
	土地 2			
	所 在 岐阜県下呂市湯之島字松葉			
	地 番 1 6 6 番 4			
	地 目 宅地			
	地 積 7 7 . 4 2 m ²			
	(建物の表示)			
	所 在 岐阜県下呂市湯之島字野多田 2 2 3 番地 8、字松葉			
	1 6 6 番地 4			
	家屋番号 2 2 3 番 8			
	種 類 居宅			
	構 造 木造かわらぶき 2 階建			
	床 面 積 1 階 7 6 . 5 7 m ²			
	2 階 5 9 . 6 2 m ²			
	<所在地> 登記簿の表示に同じ			
	<交通、最寄駅など> ・ J R 高山本線「下呂駅」から約 1 . 2 km（道路距離）			
	<主な公法上の規制等> ・ 都市計画区域：区域内（下呂市都市計画区域） ・ 都市計画区分：非線引都市計画区域 ・ 用途地域：商業地域 ・ 建ぺい率：8 0 % ・ 容積率：4 0 0 %			
	<他の法的規制> ・ 土砂災害警戒区域			
	<画地条件> ・ 形状 旗竿状地 ・ 高低差 ほぼ等高 ・ 間口約 9 m、奥行約 1 3 m～約 2 4 m			
	<幅員、接道状況> ・ 東側：幅員約 1 1 ～ 1 2 m の市道に接道 ・ 西側：幅員約 3 . 5 m の市道に接道			
	<供給処理施設等> ・ 上水道：給水区域 ・ 下水道：処理区域 ・ 都市ガス：なし			
	〈環境条件〉 ・ 水道メーターは撤去済み。 ・ 下水道には未接続。単独浄化槽が設置してあるが、使用可能かは不明。			
	〈地下埋設物の有無及びその状態〉 ・ 単独浄化槽の設置。			
	〈埋蔵文化財の有無及びその状態〉 ・ 岐阜県遺跡地図によると、文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包			
		土地 付建 物一 式	273,600 円	2,736,000円 （土地価格 4,770,000円- 建物解体撤去 費2,034,000 円）

売却 区分 番号	公売財産の内容		公売保証金	見積価額
	名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容、その他	数量		
	蔵地には含まれていない。 ・下呂市教育委員会によると、埋蔵文化財の記録作成のための発掘調査等の措置は指示されていない。 ・埋蔵文化財が現に損することは判明していない。 ・重要な遺跡が発見され、保護のための調査が行われる場合には、土木工事等の停止又は禁止の期間、設計変更の要否等について、下呂市教育委員会と協議の必要がある。 〈土壌汚染の有無及びその状態〉 ・岐阜県飛騨県事務所環境課によると、対象不動産が土壌汚染対策法に規定する有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地又はこれらの敷地であった履歴を有する土地を含まない。 ・岐阜県飛騨県事務所環境課によると、対象不動産について、土壌汚染対策法の規定による土壌汚染状況調査を行う義務が発生している土地を含まない。 ・岐阜県飛騨県事務所環境課によると、対象不動産について、土壌汚染対策法の規定による要措置区域の指定若しくは形質変更時要届出区域の指定がなされている土地を含まない。 ・岐阜県飛騨県事務所環境課によると、過去においてこれらの指定若しくは土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の土壌汚染対策法の規定による指定区域の指定の解除がなされた履歴がある土地を含まない。 ＜その他＞ ・南側隣地家屋の屋根が越境している。隣接地所有者と境界立会いは未実施。 ・公売財産内の動産類については、全て買受人の責任により、適法に処分する必要あり。 ・私有残置物の撤去及び塵芥処理の同意書は取得済み。 ・建物は所有者が自ら使用。 ・一括換価の方法により公売する。 【注意事項】 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分御理解の上、御入札ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、出品者（下呂市）は関係資料を提供できません。 ・出品者（下呂市）は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての瑕疵担保責任を負いません。 ・土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ・出品者（下呂市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や敷地内にある動産の取扱いなどは、すべて買受人の責任において行うことになります。 ・法令等の規定により公売手続を中止することがあります。 ・公売への参加申し込みを希望する場合は、国税徴収法第99条の2の規定に基づく、暴力団員等に該当しないこと等の「陳述書」を、入札開始の2開庁日前までに、下呂市役所税務課に御持参いただくか、郵送により送付（必着）してください。 ・公売財産に係る未納税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します（不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基因となった未納税の完納等による消滅の事実を確認したときは、最高価申込者等の決定を取り消します）。			